



平成19年5月3日
衆議院議員

赤池誠章

第9回公開憲法フォーラム

「民間憲法臨調はかく訴える！ 憲法改正を政治のステージへ」

憲法施行60周年にあたる本年5月3日は、憲法改正のための国民投票法が国会で審議されるという新しい事態のなかで開催されます。いよいよ憲法改正の必要性を論じる時代から、具体的な憲法改正の内容を国会で決定していく時代へ。民間憲法臨調では、新憲法制定を目指すための活動に立ち上がった国会議員有志の方々とともに、憲法改正を現実的な政治課題とするべく、憲法フォーラムを開催します。

日時 平成19年5月3日午後1時から3時

会場 砂防会館別館1階ホール(東京都千代田区平河町)

主催 民間憲法臨調(代表世話人・三浦朱門)

共催 新憲法制定促進委員会準備会(超党派議連・座長古屋圭司代議士)

次第 主催者代表挨拶 駒沢大学教授・西修

国会議連からの発表 自民党衆議院議員・赤池誠章

各界からの提言 司会 国学院大学教授・大原康男

ジャーナリスト・櫻井よしこ

拓殖大学客員教授・遠藤浩一

民間憲法臨調からの発表 日本大学教授・百地 章

衆議院議員
赤池 誠章
あかいけ まさあき

甲府事務所 〒400-0855 山梨県甲府市中小河原1-12-15
電話 055-244-1150 FAX055-244-1151
国会事務所 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館733号室
電話 03-3508-7343 FAX03-3508-3733
<http://www.akaike.com> ma@akaike.com



現行憲法では国家を守れない

自由民主党・衆議院議員の赤池まさあきです。超党派国会議員有志の新憲法制定促進委員会準備会を代表して発表させていただきます。

本日5月3日は、憲法記念日であり、昭和22年に日本国憲法が施行された日です。今年で60周年の節目を迎えました。祝日法には憲法記念日を「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。」とうたわれています。

去る4月29日の昭和天皇誕生日が、「みどりの日」から「昭和の日」に今年から改称されました。私はその日、昭和の日制定記念式典に参加し、昭和天皇が眠る多摩御陵にお参りし、昭和天皇と昭和の時代に思いをはせました。昭和の日のことを祝日法は「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」と位置づけています。

戦前戦中戦後と日本は激動の日々を経て、先人たちのご労苦により、戦災から復興し、高度経済成長により、世界第2位の経済大国になりました。確かに、「憲法記念日」の意味するところにあるとおり、国は成長しました。しかしながら、「昭和の日」がうたうように、国の将来に思いをいたす時、果たして今の日本国憲法体制のままで、国家を守ることができるのでしょうか。残念ながら、否といわざるを得ません。国家とは、国土・国民・主権・価値観・歴史から構成される共同体です。現行のGHQ製、他国依存の甘えの憲法では、国家（国民）を守ることができません。

現在衆議院議員として、毎回の国会で100本以上の法案や予算決算案の審議を行っています。法案審議の時に重要なのは、法案の背景、理念、目的です。誰が誰を対象にして、いつどこでなぜこのような法案をどのよう



な内容で制定し改正するのか、その制定過程が法案自体を決めます。まさに法案という単なる文章に命を吹き込み、力を持たせるわけです。

通常法律の上位を占める国家の基本法である憲法であれば、なおさらです。制定過程によって、憲法の生命が決まっているからです。

昭和の日の前日 4 月 28 日は、「主権回復記念日」です。毎年国民集会が開催されており、今年は私も弁士の一人として参加させていただきました。その目的は、4 月 28 日を主権回復記念日として国民の祝日とすることによって、昭和 20 年 8 月 15 日から昭和 27 年 4 月 28 日までの 6 年 8 ヶ月間、日本が占領されていたことを自覚し、占領政策とそれに基づく戦後体制の呪縛を打ち破ることです。

その間、日本には国家を構成する最も重要な要素である主権がなかったのです。領土はあり、国民もいました。政府も国会も裁判所もありました。しかし、いかなる制約をも受けない国家統治の最高権力である主権が、日本にはなかったのです。

憲法の制定過程、歴史的事実を知れば、日本国憲法は、平成 21 年 2 月 13 日までは日本政府自らが改憲案をつくりましたが、GHQ に否定され、その後、日本国民の自由意志がなく、日本に主権がない占領中に GHQ により制定されたこと。

日本の歴史文化を反映していない 1 週間余りで急造された英文翻訳調の憲法であること。

自らの国が自ら決定し守るという主権独立国家の基本法ではなく、保護国そのものであること。



占領中に法律を改変してはいけないという国際法に違反したものであることなどが、明確であります。

日本国憲法は、GHQの占領政策の一環として、二度と日本を立ち上がることができないようにさせるために、武装放棄と精神解除を中心とした日本弱体化のためであり、日本の国家（国民）を守るために、つくられていないのです。

自主憲法制定は、昭和30年自民党の結党以来の党是でした。しかし、安保闘争や経済成長優先主義の中で、いつしか形骸化し、置き忘れられてきました。

10年前の平成9年日本国憲法施行50周年をきっかけとして、超党派の議員連盟がつくられ、憲法議論が本格化しました。平成12年1月に両院に憲法調査会がつくられました。平成17年、自民党は条文化した憲法改正案を発表しました。国会では憲法改正のための国民投票法案の審議が始まり、衆議院で可決され、現在参議院で審議中であり、本国会で成立確実です。憲法改正のための手続法である国民投票法が60年目でようやくできるのです。

主要政党、民間団体、マスコミ、個人が、憲法改正に向けてさまざまな提案を行ってきました。憲法改正は時代の大きな流れとなってきました。私たち国会議員有志は、その流れを喜びと同時に、危惧を抱きました。それは、現行の日本国憲法の制定過程から産み落とされた日本弱体化という理念をそのままに、いくつかの条項を現実に合わせる小手先の改正ではないかということです。

現行憲法制定過程の日本弱体化という問題点を克服して、日本国民の自由意志により、世界最古最長の統一国家である日本の歴史伝統文化、国柄



を反映し、自らの国は自ら決定し守るという主権独立国家としてふさわしい、新しい国内外の環境に対応して、過去から将来に渡って国民精神を統合しうるものをめざすべきだということです。魂のこもった憲法づくりです。

昨年末に超党派国会議員有志 25 名により、新憲法大綱作成小委員会を結成しました。今年になり、7 回にわたり、新憲法について集中討議してまいりました。そして、本日ここに、小委員会を「新憲法制定促進委員会準備会」に改組し、新憲法大綱案を発表します。

私たち国会議員有志一同は、党派を超えて団結し、新憲法制定を政治のステージへ押し上げ、具体的な行動を開始することを決意し、その第一歩として、かかる行動の指針および今後の議論のたたき台とすべきと考え、ここに発表いたします。

国家を守る「新憲法大綱案」の内容

前文

前文は、日本国の自然や歴史、日本人の伝統的価値観など国の特性、国柄を明らかにし、未来へ継承・発展させていく決意を宣言するものです。国の生い立ち、基本原理、国の目標、新憲法制定の趣旨をもりこみます。

自然、多様な価値観、和の精神、天皇を中心とした国の生い立ちを盛り込みます。

また、国民主権の議会制民主主義、基本的人権の尊重と、国民が権利や自由を公共に役立てる公民の自覚、国の主権・独立・名誉の擁護と世界平和の希求などを国の基本原理とします。

国の目標として、自由な経済活動と福祉国家、多様性と創造性の富む国家、国際平和の維持に貢献、地球規模の自然環境保全に貢献し、世界文化創造に寄与することを明記します。

新憲法制定の趣意として、大日本帝国憲法と日本国憲法の歴史的意義を



ふまえ、個人、家族、共同社会、地方自治体、国家、国際社会の関係、国民と子孫の平和と繁栄を享受すること。

天皇

天皇については、歴史・伝統に由来する象徴としての地位を維持ししつつ、昨年の皇室典範改正問題の混乱を踏まえ、現憲法で「世襲」(第2条)と定める皇位継承について、世襲に加え「皇統に属する男系男子」の要件を新憲法に明記します。国家元首としての地位を明らかにし、宮中祭祀を天皇の重要な伝統的役割であり、象徴としての行為として公的行為として行うことができるようにします。

安全保障

侵略戦争を放棄した現行9条第一項の理念を堅持し、集団的自衛権の行使を認め、9条第2項削除し「防衛軍」を保持し、国家非常事態条項を新設し、国民の国防の責務を規定します。

基本的人権

権利には義務が、自由には責任がともなうという共同社会の基本原則に基づき、人権条項を再構築し、新しい人権にも対応していきます。

多神教風土に配慮した政教分離原則を緩和し、家族の保護規定を新設、公教育の国家の責務を明記します。

国会

二院制は一院制による議会制民主主義の行き過ぎを防ぎ、安定に資するものです。両院の特性に見合った役割分担を明確にして、立法および政府監視の機能を強化します。

内閣

民意を反映し、危機に対処するために、内閣総理大臣の権限を強化します。衆議院解散権、行政各部の指揮監督総合調整権、防衛軍の最高指揮権、非常措置権を明記します。



司法

憲法裁判機能を向上させるために、最高裁に憲法訴訟専門部門を設置します。防衛軍明記にともない軍事裁判所を設置します。

財政

健全で実効的な財政運営を実現するために、複数年度予算を編成でき、私学助成等を合憲化し、決算を参議院の承認事項として、決算を予算に活用できる仕組みを明記します。

地方自治

国の役割や権限を明確にした上で、地域住民の自治と責任に基づく分権型国家を実現します。

国益事項

「国家の主権、独立および名誉を護持し、国民の生命・自由・財産を保全することが国家の最重要の役割」として、国の領域の保全や資源、環境の保護を促す国益条項を創設し、内政干渉を排除して守りぬく意志を内外に表明します。

憲法改正

時代の変化に対応するために、憲法改正手続きは、3分の2から5分の3に緩和します。

今後の展開

以上が新憲法大綱案です。

私は1年8ヶ月前に、小泉内閣の郵政民営化解散総選挙で初当選させていただきました。皇室典範改正問題、教育基本法改正、憲法改正のための国民投票法案など、戦後体制を変える法案に関わり、政治家としての歴史的使命を感じています。

その議論の過程で気づいたことがあります。それは政治家にも党派を超えて2つの種類がいることです。安倍総理は戦う政治家と戦わない政治家と2つに分けました。私は、現行GHQマッカーサー制の日本国憲法の理



念を言動の根拠にする「歴史断絶派の政治家」と、世界最古最長の統一国家である日本の歴史伝統を言動の根拠にしている「歴史連続派の政治家」です。

新憲法の制定は、後者の政治家が成し遂げなければなりません。日本の伝統を保持し、子孫に伝えうる、世界に開かれた、真の改革を実現することにはつながらないからです。

今日 25 名の国会議員有志が準備会として発足いたしました。今後、多くの超党派議員に呼びかけて、大きく輪を広げて、年内中に新憲法制定促進委員会として正式発足したいと存じます。

今後、新たに結集される多くの議員のご意見を踏まえつつ、大綱の深化、個別の条文化を目指してまいります。

皆様方のご指導ご支援を心よりお願い申し上げます、私赤池まさあきからの発表とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。